

令和7年12月25日提出

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤洋路

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「生徒、」を「学生、」に、「生徒等」を「学生等」に改める。

第10条（見出しを含む。）及び第11条第2項中「生徒等」を「学生等」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（組織的な研修等）

第15条の2 校長は、学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 学校は、学生に対する教育の充実を図るため、学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第28条第1項を次のように改める。

校長は、その教育水準の向上に資するため、別に定めるところにより、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第28条第2項中「保護者及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 校長は、前項に規定する状況について、5年に一度、学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和7年文部科学省令第21号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年・学期及び休業日等（第2条—第5条）</p> <p>第3章 教育活動（第6条—第10条）</p> <p>第4章 教材の取扱い（第11条）</p> <p>第5章 職員組織等（第12条・第12条の2）</p> <p>第6章 服務等（第13条—第19条）</p> <p>第7章 施設・設備等（第20条—第23条）</p> <p>第8章 雜則（第24条—第29条）</p> <p>附則</p> <p>　　第1章 総則 　　（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>　　第2章 学年・学期及び休業日等 　　（学年及び学期）</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学期は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年・学期及び休業日等（第2条—第5条）</p> <p>第3章 教育活動（第6条—第10条）</p> <p>第4章 教材の取扱い（第11条）</p> <p>第5章 職員組織等（第12条・第12条の2）</p> <p>第6章 服務等（第13条—第19条）</p> <p>第7章 施設・設備等（第20条—第23条）</p> <p>第8章 雜則（第24条—第29条）</p> <p>附則</p> <p>　　第1章 総則 　　（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>　　第2章 学年・学期及び休業日等 　　（学年及び学期）</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学期は、次のとおりとする。</p>	

前期 4月1日から9月20日まで
後期 9月21日から翌年3月31日まで
(休業日)
第3条 休業日は、次のとおりとする。
(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日
(2) 日曜日及び土曜日
(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
(4) 夏季休業日 8月10日から9月20日まで
(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
(7) 前各号に掲げるもののほか、校長が指定する日
2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。
3 第1項第7号の指定及び第2項の変更を行う場合は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。
(臨時休業の報告)
第4条 非常変災その他急迫の事情により臨時に休業を行ったときは、校長は、速やかに委員会に報告しなければならない。
(振替授業の届出)

前期 4月1日から9月20日まで
後期 9月21日から翌年3月31日まで
(休業日)
第3条 休業日は、次のとおりとする。
(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日
(2) 日曜日及び土曜日
(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
(4) 夏季休業日 8月10日から9月20日まで
(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
(7) 前各号に掲げるもののほか、校長が指定する日
2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。
3 第1項第7号の指定及び第2項の変更を行う場合は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。
(臨時休業の報告)
第4条 非常変災その他急迫の事情により臨時に休業を行ったときは、校長は、速やかに委員会に報告しなければならない。
(振替授業の届出)

第5条 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出て授業日と休業日を振り替えることができる。

第3章 教育活動

(教育課程の編成及びその届出)

第6条 学校の教育課程は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）及び委員会の定める基準により校長がこれを編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(学校行事の計画とその承認及び届出)

第7条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、野外活動等の校外行事については、校長は、別に定める基準により企画し、及び実施するものとする。

2 前項に定める行事のうち、宿泊をする行事を実施する場合は、校長は、その計画内容を委員会にあらかじめ届け出なければならない。

3 前2項に定めるものを除くほか、重要又は異例に属する行事を実施する場合は、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(学校以外の施設の利用)

第8条 前条に規定する場合を除き、学校以外の施設を利用する場合は、校長は、あらかじめ利用目的等を委員会に届け出なければならない。

(出席停止)

第9条 校長は、感染症にかかり、又はその疑い若しく

第5条 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出て授業日と休業日を振り替えることができる。

第3章 教育活動

(教育課程の編成及びその届出)

第6条 学校の教育課程は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）及び委員会の定める基準により校長がこれを編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(学校行事の計画とその承認及び届出)

第7条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、野外活動等の校外行事については、校長は、別に定める基準により企画し、及び実施するものとする。

2 前項に定める行事のうち、宿泊をする行事を実施する場合は、校長は、その計画内容を委員会にあらかじめ届け出なければならない。

3 前2項に定めるものを除くほか、重要又は異例に属する行事を実施する場合は、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(学校以外の施設の利用)

第8条 前条に規定する場合を除き、学校以外の施設を利用する場合は、校長は、あらかじめ利用目的等を委員会に届け出なければならない。

(出席停止)

第9条 校長は、感染症にかかり、又はその疑い若しく

○学校教育法の一部を改正する法律

はおそれのある学生、科目等履修生及び聴講生（以下「学生等」という。）がある場合は、その学生等に対し、出席停止を命ずることができる。

- 2 校長が前項の処置を行ったときは、その理由を明記して速やかに委員会に報告しなければならない。

（学生等の事故等の報告）

第10条 学生等に重大な事故又は集団的疾病等が発生した場合は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第4章 教材の取扱い

（教材の使用）

第11条 学校は、教育上有益かつ適切と認める教材を使用することができる。

- 2 学校は、教材の選定に当たって、学生等又は保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

第5章 職員組織等

（校務分掌）

第12条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

- 2 校長は、職員の校務分掌を定め、学年始めに委員会に届け出なければならない。

（職員会議）

第12条の2 学校に、校長の職務を補助するため職員会議を置く。

はおそれのある生徒、科目等履修生及び聴講生（以下「生徒等」という。）がある場合は、その生徒等に対し、出席停止を命ずることができる。

- 2 校長が前項の処置を行ったときは、その理由を明記して速やかに委員会に報告しなければならない。

（生徒等の事故等の報告）

第10条 生徒等に重大な事故又は集団的疾病等が発生した場合は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第4章 教材の取扱い

（教材の使用）

第11条 学校は、教育上有益かつ適切と認める教材を使用することができる。

- 2 学校は、教材の選定に当たって、生徒等又は保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

第5章 職員組織等

（校務分掌）

第12条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

- 2 校長は、職員の校務分掌を定め、学年始めに委員会に届け出なければならない。

（職員会議）

第12条の2 学校に、校長の職務を補助するため職員会議を置く。

（令和6年法律第50号。以下「改正法」という。）の公布を受けての改正（呼称の変更）

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

2 職員会議は、校長が校務運営上必要と認めるときに、これを招集し、主宰する。

第6章 服務等

(勤務時間)

第13条 職員の勤務時間の割振りは、校長が行う。

(出張)

第14条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上にわたる県外への出張については、委員会の承認を得なければならない。

(研修)

第15条 教員が勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修の目的、場所及び期間等を明示して校長の承認を得なければならない。ただし、5日以上にわたる研修の場合は、委員会の承認を得なければならない。

(組織的な研修等)

第15条の2 校長は、学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 学校は、学生に対する教育の充実を図るため、学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(休暇)

2 職員会議は、校長が校務運営上必要と認めるときに、これを招集し、主宰する。

第6章 服務等

(勤務時間)

第13条 職員の勤務時間の割振りは、校長が行う。

(出張)

第14条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上にわたる県外への出張については、委員会の承認を得なければならない。

(研修)

第15条 教員が勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修の目的、場所及び期間等を明示して校長の承認を得なければならない。ただし、5日以上にわたる研修の場合は、委員会の承認を得なければならない。

【新設】

(休暇)

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和7年文部科学省令第21号。以下「改正省令」という。）の公布を受けての改正（組織的な研修等の追加）

第16条 職員の有給休暇は、別に定めるもののほか、校長が承認する。ただし、校長の3日以上にわたる休暇を除く。

(職務専念の義務免除)

第17条 職員の職務に専念する義務の免除は、別に定めるもののほか、校長が承認する。ただし、校長の職務に専念する義務の免除は、委員会が承認する。

(赴任)

第18条 職員が採用されたときは、本人に辞令到達後1週間以内に赴任しなければならない。期間中に赴任できない場合は、その事由を明示して委員会の承認を得なければならない。

(職員の事故等の報告)

第19条 職員に重大な事故等が発生した場合は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第7章 施設・設備等

(施設・設備の管理)

第20条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）を管理し、その整備に努めなければならない。

2 校長は、学校の施設又は設備が滅失し、又は毀損した場合は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

(施設台帳等)

第16条 職員の有給休暇は、別に定めるもののほか、校長が承認する。ただし、校長の3日以上にわたる休暇を除く。

(職務専念の義務免除)

第17条 職員の職務に専念する義務の免除は、別に定めるもののほか、校長が承認する。ただし、校長の職務に専念する義務の免除は、委員会が承認する。

(赴任)

第18条 職員が採用されたときは、本人に辞令到達後1週間以内に赴任しなければならない。期間中に赴任できない場合は、その事由を明示して委員会の承認を得なければならない。

(職員の事故等の報告)

第19条 職員に重大な事故等が発生した場合は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第7章 施設・設備等

(施設・設備の管理)

第20条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）を管理し、その整備に努めなければならない。

2 校長は、学校の施設又は設備が滅失し、又は毀損した場合は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

(施設台帳等)

第21条 校長は、施設台帳及び設備台帳を調製し、その現有状況を記載し、毎年度末に委員会に報告しなければならない。

(施設・設備の使用)

第22条 校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他 の公共のために利用させるときは、熊本市立学校施設 使用条例（平成5年条例第29号）により、処置しなければならない。ただし、2日以上にわたる長期の使 用又は異例の使用の場合には、あらかじめ委員会の指 示を受けなければならない。

(防災の計画)

第23条 校長は、毎年度始め、学校の防災計画を定め、 委員会に報告しなければならない。

第8章 雜則

(諸表簿)

第24条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文 部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次の表簿を備えなければならない。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 修了証書授与台帳
- (3) 公文書綴
- (4) 諸願届等綴
- (5) 当直命令簿及び当直日誌
- (6) 転退学者名簿
- (7) 学校経営案

第21条 校長は、施設台帳及び設備台帳を調製し、その現有状況を記載し、毎年度末に委員会に報告しなければならない。

(施設・設備の使用)

第22条 校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他 の公共のために利用させるときは、熊本市立学校施設 使用条例（平成5年条例第29号）により、処置しなければならない。ただし、2日以上にわたる長期の使 用又は異例の使用の場合には、あらかじめ委員会の指 示を受けなければならない。

(防災の計画)

第23条 校長は、毎年度始め、学校の防災計画を定め、 委員会に報告しなければならない。

第8章 雜則

(諸表簿)

第24条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文 部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次の表簿を備えなければならない。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 修了証書授与台帳
- (3) 公文書綴
- (4) 諸願届等綴
- (5) 当直命令簿及び当直日誌
- (6) 転退学者名簿
- (7) 学校経営案

(8) 諸会議簿

(9) その他必要と認める表簿

2 前項第1号及び第2号の表簿は永年保存とし、その他の表簿は別に定めるところによりこれを保存しなければならない。

(事務引継)

第25条 職員が退職、転任、休業又は休職等を命ぜられたときは、校長にあっては委員会の指定する職員に、その他の職員にあっては校長の指定する職員に担当する事務の引継ぎをしなければならない。

(宿日直)

第26条 校長は、風水害の場合等、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、別に定めるところにより、職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

(学校規程の制定)

第27条 校長は、法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、校則その他の学校規程を制定することができる。

(学校評価等)

第28条 校長は、その教育水準の向上に資するため、別に定めるところにより、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項に規定する状況について、5年に一

(8) 諸会議簿

(9) その他必要と認める表簿

2 前項第1号及び第2号の表簿は永年保存とし、その他の表簿は別に定めるところによりこれを保存しなければならない。

(事務引継)

第25条 職員が退職、転任、休業又は休職等を命ぜられたときは、校長にあっては委員会の指定する職員に、その他の職員にあっては校長の指定する職員に担当する事務の引継ぎをしなければならない。

(宿日直)

第26条 校長は、風水害の場合等、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、別に定めるところにより、職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

(学校規程の制定)

第27条 校長は、法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、校則その他の学校規程を制定することができる。

(学校評価等)

第28条 校長は、別に定めるところにより学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

【新設】

○改正法の公布を受けての改正（大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け）

○改正法及び改正省令の公布を受けて

度、学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 校長は、学校に関する _____ 地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者と連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、学校の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

【削る】

— この規則は、公布の日から施行する。

【削る】

2 校長は、学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者と連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、学校の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年熊本地震に伴う夏季休業日に関する特例)

2 平成28年度における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは、「7月29日」とする。

の改正。公表は改正後の学校教育法では努力義務とされたが、大学等と同水準の質の保証を図るため義務化するもの。

○成年年齢の引下げに伴い、保護者という表現がそぐわなくなったため、この機会に修正することとしたもの

○以前の改正により引用先が無くなっていたため、この機会に修正することとしたもの

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。